

平成 2 6 年

亀山市教育委員会第 7 回臨時会会議録

# 亀山市教育委員会第7回臨時会会議録

## 1. 日 時

平成26年4月15日（火）午前9時開会

## 2. 場 所

亀山市役所 西庁舎3階 第5会議室

## 3. 出席委員

|      |         |
|------|---------|
| 1番委員 | 岡 田 香   |
| 2番委員 | 肥 田 岩 男 |
| 3番委員 | 井 上 恭 司 |
| 4番委員 | 伊 藤 ふじ子 |
| 5番委員 | 大 萱 宗 靖 |

## 4. 議事参与者等

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 教育次長               | 佐久間 利 夫 |
| 教育総務室長（以下総務室長という。） | 原 田 和 伸 |
| 学校教育室長（以下学校室長という。） | 服 部 裕   |
| 教育研究室長（以下研究室長という。） | 西 秀 人   |
| 生涯学習室長（以下生涯室長という。） | 亀 山 隆   |
| 教育総務室主幹（書記）        | 木 崎 保 光 |
| 教育総務室主査（書記）        | 水 野 英 樹 |

## 5. 会議録署名者指名

3番委員（井 上 恭 司 委員）

## 6. 議事

委員長 議案第23号「亀山市学校給食検討委員会設置要綱の制定について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 (提案理由説明)  
(学校室長詳細説明)

委員長 議案第23号に対して質疑を求める。

井上委員 この要綱には、キーワードが3つある。第1条に記載されている「在り方」と「充実」と「運営に関する諸問題」である。

その中で、第2条第1項第1号には「在り方」、第3号には「運営」という文言が出てくるが、「充実」という文言は出てこない。この3つをキーワードとしたのであれば、第2条内に「充実」という文言が必要なのではないか。

また、第2条第1項第2号で「アレルギー対応」とあるが喫緊の課題とはいえ、突然ここに出てきている。「地産地消」が説明にはあったが、「アレルギー対応」という文言は突然過ぎないか。

第3条第2項第4号の「市立の学校の代表者」とは誰を指すのか。校長か職員の代表かが分かりにくい。同項第8号の「その他教育委員会が必要と認める者」とあるが、栄養教諭など専門性を持った職員を、この検討委員会に入れておく必要があるのではないか。

任期は、平成28年3月31日までとなっているが、2年弱の期間で多岐に渡る内容を調査、研究、検討して委員会としての方向性を打ち出せるのか。かなり濃密に調査、研究、議論をしていかなければならないのではないか。

学校室長 この要綱の内容については、全般に渡り事前に市の総務法制室の確認を得ています。

まず、第1条では委員会について具体的なことは記載せず、第2条に現時点で決定している具体的な検討内容を記載しています。

また、「在り方」とは具体的には「提供方法」が柱となります。「充実」については、例えば、アレルギー児童の除去食対応について、現状では学校間で差異があります。その現状を踏まえ、すべての子供に対してより充実を図れるかという問題について

て、「運営」に関しては、新聞等で取り上げられている異物混入や消費税アップに伴う価格の問題など、具体的に挙げれば複数の課題を抱えています。

第1条では、委員会の設置目的を広く捉えているため、検討委員会の委員から課題が指摘された場合に委員会で検討できるよう、第2条第1項第4号の「その他学校給食に関すること」でその余地を残してあります。

それ以外にも、「地産地消の推進」なども課題として指摘されることも考え、「その他学校給食に関すること」という項目を入れてあります。

よって、第1条と第2条が完全に整合しているわけではないことをご理解いただきたいと思います。

第3条第2項第4号の「市立の学校の代表者」は、教職員、栄養教諭、アレルギーについては養護教諭など教職員の意味合いが強いが適切な表現ではないため、表記方法を検討します。

第4条の「任期」は、「学校給食」は大きな問題であり、多様な考え方をお持ちの方が見えます。そのような中ではあるが、市の財政状況等も踏まえ方向性を見出して行くことから、長期化させる予定はありません。第1回目の検討委員会ではアンケートの内容も案として提案するなど1回1回の委員会を中身の濃いものにし、できれば平成28年3月31日より早く結論を出していただければと事務局としては考えています。

また、検討に当たっては、市の財政的な方向性や各種計画との整合性を図る必要もあるため、できれば第2条第1項第1号については今年度中に方向性を決め、第2号以降を来年度検討できればと考えています。

井上委員

文言にこだわるが、第1条に「在り方」、「充実」、「運営」とあるのに、第2条で「アレルギー対応」と突然出てくることに違和感を感じたので言わせていただいた。

また、第7条で委員会の庶務を「学校教育室において処理する」とあるが、担当職員は足りているのか。

学校室長

人員的には厳しいが、学校教育室の室長、主査、管理栄養士の資格を持った者と限られた室員でコンサルタントに委託せずに進めて行きたいと考えています。

- 井上委員            コンサルタントに委託しないのは良いことだが、職員の健康には気をつけていただきたい。
- 昨年度、学校給食の全国大会での発表内容を見せていただいたが、大奮闘してパワーポイント資料を作っていた。かなりハードな業務だったと思う。今回の内容もかなり濃密であるため、学校教育室のスタッフ全体で健康に留意して進めていただきたい。
- 学校室長            ありがとうございます。努力して計画的に進めていきます。
- 大萱委員            第3条の委員であるが、第2項第4号の「市立の学校の代表者」は、各学校から1名ということか。
- 学校室長            井上委員からも指摘がありましたが、教職員を想定しており、栄養教諭等を含めた教職員を考えていますが、各校1名とは考えていません。各校1名とすると、20名以内では収まりません。
- 岡田委員            第3条第2項第6号の「公募により選出された者」は、何名くらいを想定しているのか。
- 学校室長            先ほどの教職員も2、3名。公募による委員も2名から多くても4名までを想定しています。
- 考えが似通った者ばかりにならないよう、できる限り多様な意見を持った方を、20名以内という制限の範囲内でレポートや面接の結果を見て判断します。
- 岡田委員            関心が高い内容なので一般の方の考えを十分汲み取っていただきたい。
- 大萱委員            第3条第2項第2号の「市立の小学校及び中学校の学校長の代表者」は1名か。
- 学校室長            1名です。
- 大萱委員            旧関町はセンター方式、旧亀山市はデリバリー方式と中学校間で提供方法に違いがある。その辺りは事前に学校長間で話し合った上で委員会に臨むのか。
- 学校室長            学校長の代表者であり、たまたま旧関町の学校に在籍しているか旧亀山市の学校に在籍しているかの違いです。この2年の間に異動することもあり得ます。旧関町から1校、旧亀山市から1校というような指定はしません。委員全体の中では旧関町と旧亀山市のバランスは考えますが、学校だけでバランスをとることは考えづらいです。
- 大萱委員            学校長の代表者が旧関町と旧亀山市のバランスをとるのか。

学校室長 P T Aの代表者もいるため、委員全体としてバランスをとります。

大萱委員 幅広く意見を汲み取れるようお願いする。

井上委員 公募要領の「1 趣旨」には「在り方」、「充実」、「運営」と学校給食について記載がされているが、「5 応募方法」のレポートテーマでは「子どもの食と健康～大切にしたいこと～」となっている。あえて「給食」について直接触れていないのか、「子どもの食と健康」というと、「給食」と違った内容になるのではないか。

「7 選考方法」で「総合的な評価を行います」となっているが、慎重に評価をしていただきたい。

学校室長 レポートのテーマは、あえて「給食の在り方」について触れないことにしました。ただし、「給食」について触れられる場合があることも想定しています。

また、「総合的な評価」はレポートの内容も大切ですが、年齢層や性別など様々な視点で選考していきたいと考えています。

井上委員 「書類審査を行い、総合的な評価を行います」となっているので男女比率で決めるのはおかしいのではないか。

学校室長 1次審査は、「申込書及びレポートにより書類審査を行い、総合的な評価を行います。」としていますので、男女比率を優先させるわけではありません。

今回の検討委員会の立ち上げは、そもそも、平成17年、18年に行った給食検討委員会の中でデリバリー方式という方向性が出されたが、その中で「中期的に年度が経過した後、もう一度検討し直す」こととなっていたため行うものであり、今の給食を肯定や否定をするものではなく、検証だけに留まる場合もあり得ることをご承知おきいただきたいと思います。

委員長 公募要領の「3 任期」の表示が「～」、「まで」となっている。「～」を「から」とすべきである。外部へ発信する文書は間違いのないようにすること。

学校室長 公募要領は、5月上旬号の広報に掲載する予定であるため、ご指摘いただいた内容については早急に修正します。

井上委員 5月上旬号の広報は、各家庭にいつ届くのか。

委員長 早い家庭は4月末には届く。

- 井上委員 レポートの応募期限が5月15日となっているため、それまでに広報が届くのか心配である。
- 広報以外の周知方法はあるのか。
- 学校室長 広報以外には市のホームページにも掲載しますが、広報を見ずにホームページを見ることは少ないと考えられます。よって、広報掲載が始めとなります。期限については、再検討させていただきます。
- 井上委員 レポートはどこへ提出するのか。
- 学校室長 「10 申込み及び問合せ先」に記載の学校教育室です。
- 井上委員 「亀山市学校給食検討委員会公募要領」となっているが、作成者の記載は必要ないのか。
- 教育次長 通常、市ではこのような形で作成しています。  
(ほかに質問はなく、議案第23号は可決される。)

## 7. 報告事項

- 委員長 「平成25年度定期監査に基づく措置について」担当室長に説明を求める。  
(担当室長説明)
- 井上委員 図書館の「措置の内容」の「受付窓口の監視を強化する」というのは如何なものか。利用者の不信感に繋がるのではないか。
- 生涯室長 図書館としては、「親しまれる図書館」をモットーに業務を進めて行くこととしています。未許可持出について、注意喚起は行いますが、不快感を与えないよう気を付けて進めていきます。
- 委員長 図書の紛失180冊は、他所の図書館に比べて多いのか。
- 生涯室長 他所の図書館に比べると少ないと思います。
- 大萱委員 借りて忘れていた者はいないのか。
- 生涯室長 貸し出している場合は、貸し出しデータがあるため、忘れていた者には連絡し返却いただいています。
- 大萱委員 忘れていた者も含めた数字なのか。
- 生涯室長 含めた数字です。  
(ほかに意見はなく、報告を終わる。)

## 8. その他

教育長

4月17、18日に今年度三重県が当番県となっている「東海北陸都市教育長協議会」が鳥羽市で開催されます。亀山市は3つの分科会のうち第3分科会「生涯学習部会」の担当で「亀山市における家庭教育支援の取り組み」について提案・発表させていただくこととなるのでお知らせします。

## 9. 閉会

午前10時00分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

委員長

3番委員

教育長